

求職者・教育実習生等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1. 目的と学院の方針

学校法人 金城学院（以下「本学院」という。）は、教育機関としてすべての学生・生徒・園児の健全な育成に努めるとともに、本学院における求職活動や教育実習等（以下、「求職活動等」という。）に関わるすべての求職者・教育実習生等（以下「求職者等」という。）の尊厳と人権を尊重します。

本学院の教職員（雇用形態を問わず、非常勤講師、非常勤事務職員、本学院において業務に従事する派遣事務職員等を含む。以下同じ。）による求職者等に対するセクシュアルハラスメントその他のハラスメント行為は、求職者等に精神的苦痛を与え、求職活動等を阻害するだけでなく、教育機関としての社会的信用を著しく失墜させるものであり、決して許されない行為です。

本学院は、ハラスメントのない公正かつ安全な採用・受入れ環境を確保するため、この基本方針を定め、ハラスメント防止に取り組むことを宣言します。

2. 適用範囲（対象者・対象活動）

この基本方針は、本学院が設置するすべての学校（大学院、大学、高等学校、中学校、幼稚園）における採用活動及び各種実習の受入れに適用されます。

（1）対象となる「求職者等」

- ・ 本学院の教職員採用選考に応募又は希望する者
- ・ インターンシップ参加者
- ・ 本学院が雇用する教職員への訪問・OG 訪問等を行う者
- ・ 教育実習、その他の各種実習を受ける者

（2）対象となる「求職活動等」

- ・ 採用説明会、採用面接、個別相談会等への参加
- ・ 教職員への訪問、面談
- ・ インターンシップ及び教育実習等の受講・参加

※対面のみならず、電話、電子メール、SNS（個人アカウント含む）、オンライン面接等、オンライン上でのコミュニケーション全般による活動を含みます。

3. 禁止される行為

本学院の教職員は、求職者等に対して以下の行為を行ってはなりません。

（1）セクシュアルハラスメント

- ・ 性的な発言：
交際・恋人の有無、性的な事実関係を尋ねること。性的な冗談、からかい、容姿や身体的特徴に関する性的な発言を行うこと。
- ・ 性的な行為：
採用の見返りや実習評価を条件に性的な関係・交際を求めること。不必要に身体に接触すること。個人の SNS アカウント、私的なメールアドレス、電話番号等を執拗に聞き出すこと。食事や飲酒、デート等へ執拗に誘うこと。
- ・ オンライン上の不適切行為：

オンライン面接や面談において全身を映すことや、不必要に部屋の様子を映すよう要求すること。

(2) パワーハラスメント・その他のハラスメント

- ・優越的な立場を利用した威圧的な言動や暴言
- ・不採用、実習評価その他の人事上・教育上の不利益を示唆して威圧すること。
- ・性別、性的指向、性自認、妊娠・出産・育児、家族構成、障害、国籍、信条等に基づく差別的言動

4. 採用選考及び実習指導における遵守事項（防止策・ルール）

教職員は、採用選考及び実習指導を行うにあたり、以下の行動ルールを遵守しなければなりません。

- ・公正な採用選考の徹底：
求職者の基本的人権を尊重し、適性・能力に基づいた公正な選考を実施します。
業務遂行に関係のないプライベートな質問は行いません。
- ・面接・面談等の環境配慮：
やむを得ない場合を除き、密室での1対1の面談は原則禁止とし、可能な限り複数名で対応するなど透明性を確保します。
夜間における面談、食事や飲酒を伴う場での選考・相談は禁止します。
- ・個人アカウントによる直接連絡の禁止：
個人のSNSアカウント（LINE、X、Instagram等）、私用メールアドレス、個人の携帯電話等を用いた直接のやりとりは、原則として禁止とします。
- ・個人情報の適切な管理と限定利用：
求職者等の個人情報は採用選考及び実習指導の目的以外で使用せず、私的な連絡や個人的な目的への悪用を防ぐため厳重に管理します。

5. 相談窓口の設置と周知

本学院の採用選考及び実習指導等において、この基本方針に反する疑いがある行為を受けたり、不安を感じたりした場合は、以下の窓口までご連絡ください。

(1) 相談窓口

- ・求職者・教育実習生等ハラスメント相談窓口（学校法人金城学院 総務部人事課）
- ・E-mail：jinji@kinjo-u.ac.jp

(2) 周知及び外部連携

- ・本相談窓口は、募集要項、選考案内メール、インターンシップ・教育実習の案内書類等に明記し、求職者等へ周知します。
- ・求職者等が所属する大学などの就職課等から相談・情報提供があった場合、本学院は迅速に連携して適切な対応を行います。

6. 事案発生時の対応・処分

- ・迅速かつ公正な事実調査：
相談を受けた場合、プライバシーに十分配慮した上で、迅速かつ公正に事実関係の調査を行います。
- ・求職者等への配慮措置：
相談を行った求職者等の意向を尊重し、選考上の不利益が生じないよう適切な配慮措置（担当者の変更、選考日程の再調整等）を講じます。

- ・ 行為者への厳正な対処：
事実が確認された場合、就業規則等に基づき、行為者に対して懲戒処分を含む厳正な措置を行います。
- ・ 再発防止の徹底：
事案の分析を行い、全教職員への研修実施や選考プロセスの再点検等、再発防止措置を徹底します。

7. プライバシー保護及び不利益取扱いの禁止

- ・ プライバシーの保護：
相談者、行為者、及び調査に協力した者のプライバシーや個人情報は厳重に保護されます。
- ・ 不利益取扱いの禁止：
求職者等がハラスメントの相談を行ったこと、又は教職員が調査に協力したことを理由として、採用選考、実習評価その他一切の不利益な取扱いを行うことを固く禁止します。

8. 教職員の責務

- ・ 教職員は、この基本方針を遵守するとともに、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に努めなければなりません。
- ・ 教職員は、求職者等から相談を受け、又はハラスメントのおそれがある事案を把握した場合には、速やかに相談窓口へ報告し、必要な対応に協力するものとします。
- ・ 教職員は、本学院が実施するハラスメント防止のための研修、その他必要な啓発の機会へ積極的に参加するものとします。

※この基本方針に定めのない事項については、関係法令、本学院就業規則その他関係規程に基づき、適切に対応するものとします。